

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の債権の整理に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

神社協規程第 42 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の債権の整理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、本会の債権の適正な管理に資することを目的とする。

(適 用)

第 2 条 本会における債権の管理については、本会経理規程及び本会の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第 3 条 この規程における「債権」とは次の各号で定めるものをいう。

- (1) 本会定款第 2 条に定める本会事業の利用料
- (2) 本会小口貸付資金の貸付金

(責 務)

第 4 条 本会の債権に関しては、定款又は規程若しくはこれに基づく規則の定めに従い、調査、確認、履行の請求、督促、その他保全及び取立てに関し、必要な措置に努めなければならない。

(債務者の住所等の変更)

第 5 条 債務者の住所及び姓名等に変更のあった場合は、ただちに本会事務局へ届出なければならない。

(債権の放棄等)

第 6 条 会長は次の各号のいずれかの場合には、本会の債権を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡した場合であって、相続人、保証人等から未済額を徴収することが困難であるとき。
- (2) 債務者が行方不明となっている場合であって、相続人、保証人等から未済額を徴収することが困難であるとき。
- (3) 本会小口貸付資金の貸付金において、償還期限到来後 5 年を経過しても、なお借受人、相続人、保証人等の償還が困難であると認められるとき。
- (4) 法律上の時効が成立している債権。

(償還困難状況)

第 7 条 償還が困難であると認められる場合とは、現に営んでいる生活水準を維持しつつ、自己の資力によっては償還することができない生活状況をいう。

(事務及び会計)

第 8 条 この債権の整理に関する事務は、本会事務局において行う。

(委 任)

第 9 条 この規程の施行に関し必要なことは、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。